

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	神河町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.kamikawa.hyogo.jp/forms/info/info.aspx?info_id=36822

執行機関名 神河町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	神河町福祉医療費助成条例(平成17年神河町条例第82号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭等)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年神河町条例第41号)別表第1第1の項 神河町福祉医療費助成条例(平成17年神河町条例第82号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第1条	神河町福祉医療費助成条例(平成17年神河町条例第82号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の <u>福祉を図る</u> ことを目的とする。	第1条 この条例は、老人、重度障害者(重度障害児を含む。以下同じ。)、乳幼児等、 <u>母子家庭、父子家庭及び遺児</u> (以下「老人等」という。)の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の <u>福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		神河町福祉医療費助成条例(平成17年神河町条例第82号) 神河町福祉医療費助成条例施行規則(平成17年神河町規則第48号)